

C-30 明治大正期の女子宮廷服について(第5報-袴袴)

大谷女子短大家政 ○河野美代賀 羽衣学園短大家政 久保房子

目的 明治大正期における女子宮廷服の実態を体系的に明らかにする。

方法 明治大正期に着用されたことが確實な袴袴10領(皇后、皇太后、皇族妃、女官、高官夫人等)の实地調査及び服制、文献等による調査の併用。

結果 袴袴と云う呼称は同じでも、着用者の身分や着用の場によって、宮廷服としての性格も異なり、内容的には大礼服に相当するものから平常着まで包含している。袴袴は、袴、切袴、白小袖が通常の構成で、單をつけるのは礼服の場合だけであった。形態は、小袴にはほぼ等しく、やや小ぶりに仕立てられているが、裁断、縫製とも小袴と同様である。小袴と異なるところは、中倍のないことと小さくしているが、宮中の高等女官の袴袴の袴には中倍をつける慣習になつていたので実質的には区別できないものもある。袴袴の地価や文様については原則として自由であつて、服制上の制限も最小限にされている。しかし実際には、地価文様とも、不文律があつて臣下はもちろぬ皇族でも使用できないものもあつた。

徳川時代は宮中でも小袖系の服装が主であつて、袴袴は礼服としてめづつたに用いられない服装であつたが、明治になつて宮中日常の服装とされたため、明治の前半期はかつてない袴袴の全盛期があつた。中には従来になつた尋常な袴袴も製作された。明治19年に婦人洋服の制が定められ、宮中の袴袴は漸次洋服に換えられて行つたが、宮廷外の婦人の服装は、大正末に至るまでなお袴袴が常に主流の座を占めていた。